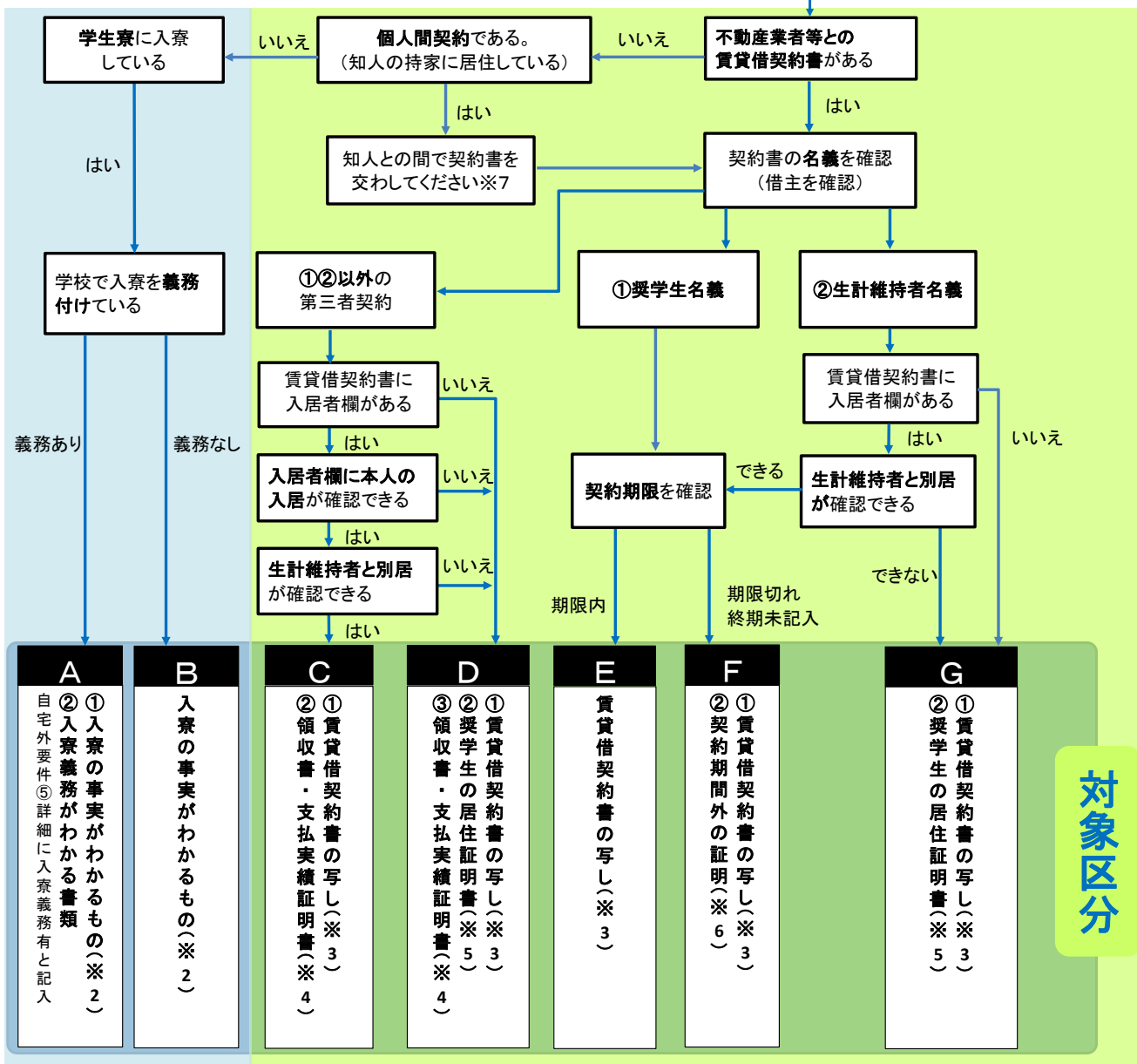
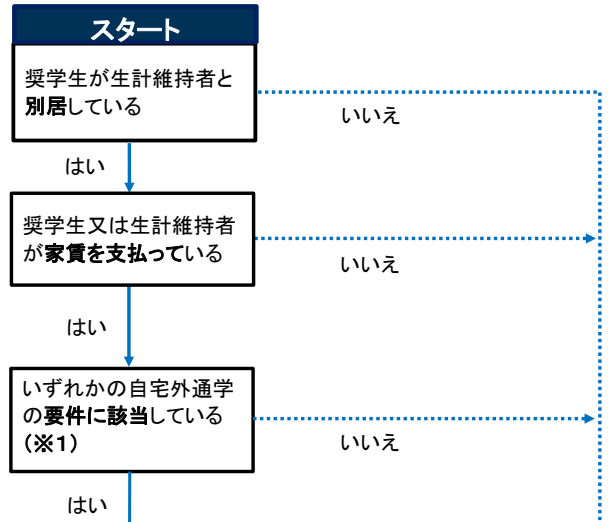


自宅外通学要件確認チャート

通学形態変更届(自宅外通学)

※1. 自宅外通学の要件

- ①実家(生計維持者いづれもの居住地)から大学等までの距離が片道60キロメートル以上(目安)
- ②実家から大学等までの通学時間が片道120分以上(目安)
- ③実家から大学等までの通学費が月1万円以上(目安)
- ④実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であり、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間あたり1本以下(目安)
- ⑤その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、実家からの通学が困難である場合



自宅通学のため申請不可

対象区分

- 各証明書類を調えるにあたっては裏面をご参照ください。
●対象区分がC～Gに該当している場合でも自宅外要件⑤において入寮義務有と記入している場合は、申請に必要な書類だけでなく入寮義務がわかる書類と合わせて提出ください。

自宅外通学要件確認チャート(裏面)

※2	入寮の事実の証明	在寮(入寮)証明書、入寮許可証など以下の4項目が記載されているもの 〔①奨学生氏名、②寮の所在地、③入寮日(または入寮期間)、④寮費(部屋代)の発生の事実〕 支給始期年月より前から入寮している場合、支給始期年月以降の日付で学校が証明している必要があります。 ・寮費や入寮義務の証明は学校のパンフレットや寮の規則のコピーの添付でも可能 在寮証明書等に学校の担当部署による追記および学校の印を押印した証明でも可能 パンフレットや寮の規則は必ず学校名が確認できるものであること ・寮費(部屋代)が発生しない場合は自宅通学扱いとなる。(水道光熱費、食費、医療費、共益費は寮費(部屋代)とみなさない) ■機構で書式を準備しておりますのでご利用ください「入寮(入所)証明書」 「入寮(入所)証明書」は自立援助ホームの入所証明としても利用できます。
※3	賃貸借契約書	以下の5項目が確認できる箇所をコピーしたもの 〔①契約期間、②借主および貸主、③入居者、④家賃、⑤物件の所在地〕 重要事項説明書や保証委託契約書のみの提出は不備になります(賃貸借契約書の代わりにはなりません)。 ・賃貸人・賃借人双方の署名・捺印のある箇所が必要 ※契約や更新をWeb上で行っており、紙の契約書がない場合も必要項目は同じです。契約を締結したことがわかる部分も含めて印刷し、ご提出ください。 ・労務契約で給料から家賃が差し引かれている場合は、賃貸借契約書に代えて労務契約書のコピーの提出でも可。 ・賃貸物件ではない他者の持家に入居している場合は個人間契約に該当(※7参照)
※4	領収書 又は 支払実績証明書	奨学生又は生計維持者が自宅外通学を開始した年月に家賃を負担していることを証明する書類 以下の①～⑦の項目が記載されているもの 〔①宛名、②対象となる物件名(又は所在地)、③家賃を領収した旨、④金額、⑤何月分の家賃の領収書か(自宅外通学を開始した月の分であること)、⑥不動産業者(又は家主)の証明と押印、⑦発行日〕 ※不動産業者発行の場合は賃貸借契約書に記載された不動産業者が発行したもの(不動産業者が変更になった場合は、変更したことが分かる書類(例:管理会社変更の通知等)の添付も必要)。保証委託会社発行のものは不備となります。
※5	居住証明書	不動産業者又は家主が発行する、奨学生が生計維持者と別に居住していることを証明するための書類 以下の①～⑥の項目が記載されているもの 〔①所在地、②貸主及び借主、③入居者、④契約期間、⑤賃料、⑥本人と生計維持者が別居している旨の記載〕 ・居住証明書の提出が困難な場合は、入居申込書や火災保険等の保険契約申込書のコピーで代えることが可能。(※入居者欄に生計維持者の記載のないもの、被保険者が奨学生1名と確認できるもの) ・賃貸借契約書に記載のない不動産業者が発行した場合は、別途不動産業者が変更になったことがわかる書類(例:管理会社変更の通知等)の添付も必要 ■機構で書式を準備しておりますのでご利用ください「賃貸借契約証明書(個人間)兼居住証明書」
※6	契約期間外の証明	契約書の契約期間が切れている場合は以下のいずれかの追加書類が必要(自動更新欄の提示は不可) ・当該物件について奨学生名義の公共料金の領収書コピー(給付の始期以降、申請時点で直近の月のもので可)※領収書内に物件名や住所の記載がない場合は不備になります。 ※請求書は不可です ・家賃の領収書又は支払実績証明書(※4)(不動産業者又は家主発行、奨学生宛) ・奨学生の居住証明書(※5)(コピー可、不動産業者又は家主発行のもの) ・更新した賃貸借契約書の写し(契約更新のお知らせ・合意書は不備)(※3)
※7	個人間の賃貸借契約	親戚の持家に住んでいる等、賃貸借契約書が発行されない場合に自宅外通学の証明となるもの 奨学生又は生計維持者と家主間の賃貸借契約書に代わる取決めがわかるものの提出が必要 以下の①～⑧の項目が記載されているもの 〔①家賃を支払っている物件の住所、②奨学生氏名、③入居日、④契約期間、⑤月額家賃、⑥家主の署名、⑦本人の署名、⑧契約日〕 ・提出できない場合は自宅外通学であることを証明することができないため自宅通学とする ■機構で書式を準備しておりますのでご利用ください。「賃貸借契約証明書(個人間)兼居住証明書」

自宅外通学を開始した年月とは、自宅外へ入居かつ自宅外要件を満たした月のことです。

(例) 2025/4/1に親元を離れた住居へ入居したが、家賃は2025/6/1から発生する。⇒ 自宅外要件を満たす月は2025/6となる。

(例) 同居していた親が、2025/10/3に自宅外要件を満たす遠方に転居した。⇒ 自宅外要件を満たす月は2025/10となる。

(例) 2025/4から自宅外通学だが、給付の始期が2025/10である。⇒ 自宅外要件を満たす月は2025/4だが、

2025/10に自宅外通学をしている証明が必要。